

県民芸術祭実施要綱

公益財団法人宮崎県芸術文化協会

1 趣旨

実施主体である文化団体等が、それぞれに役割とテーマを持ちながら日ごろの研鑽の成果や創意工夫に基づいた取組を広く県民に発表することにより、県民の文化創造や文化意識の高揚を促し、本県の芸術文化の振興を図る。

2 事業の実施主体

- (1) 公益財団法人宮崎県芸術文化協会
- (2) 参加を希望する公益財団法人宮崎県芸術文化協会会員（下部組織を含む）。
この場合は公益財団法人宮崎県芸術文化協会との共催とする。
- (3) その他県内に所在地または活動の拠点を有する団体。
この場合は公益財団法人宮崎県芸術文化協会との共催とする。

3 事業の内容

- (1) 次のいずれかに該当するもので、且つ通例を凌ぐ特色ある内容規模であること。①は2（2）が実施する場合のみ。
 - ①周年的（原則として10年周期）・記念的事業
 - ②先進的またはチャレンジ性のある事業
- (2) 3（1）①については原則として複数団体の参加であること。
- (3) 上記に準じる内容で、県民芸術祭運営委員会が特に必要と認めたもの。

4 経費

- (1) 県補助金は原則として100万円を上限とする。
- (2) 3（1）①については、県補助率を2分の1以内とし、3（1）②については県補助率を10分の10以内とする

5 事業の選定

- (1) 各年度の事業は、別記様式「事業計画書」及び「収支予算書」により参加希望を募り、県民芸術祭運営委員会において審議し決定する。
- (2) 県民芸術祭運営委員会は公益財団法人宮崎県芸術文化協会の会長、副会長、常務理事を以て構成する。

6 補助金の交付及び実績報告

県民芸術祭補助金交付要綱等に従って必要な手続きを行うものとする。

7 その他

その他県民芸術祭の実施に必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年度県民芸術祭事業から適用する。
- 2 平成10年12月13日一部改正、平成11年度県民芸術祭事業から適用する。
- 3 平成21年5月30日一部改正、平成22年度県民芸術祭事業から適用する。
- 4 平成24年4月1日一部改正、平成24年度県民芸術祭事業から適用する。
- 5 平成25年4月1日一部改正、平成26年度県民芸術祭から適用する。
- 6 平成30年8月20日一部改正、平成31年度県民芸術祭から適用する。
- 7 令和2年3月30日一部改正、令和2年度県民芸術祭から適用する